

2 施行日前における事業団役員（準用通則法第五十条の四第一項に規定する事業団役員をいう。以下この項及び次項において同じ。）としての在職中に、再就職先に対し、当該再就職先の地位に就くことを要求した事業団役員に対する新令第十條第一項の規定の適用については、同項第三号中「要求した日」とあるのは、「要求した日（日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十三号）の施行の日以後の日に限る。）」とする。

3 施行日前に離職後の就職の援助（最初に事業団役員となった後に行われたものに限る。）を受けた事業団役員に対する新令第十條第一項の適用については、同項第十号中「後に」とあるのは、「後であつて、かつ、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十三号）の施行の日以後に」とする。

○文部科学省令第四十四号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の七第一項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年十二月二十八日

文部科学大臣 林 芳正
国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。
第二十五条の九第一項中「以下この条」を「第二号、次項及び第三項」に改め、第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「名称」の下に「及び連絡先」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 再就職の約束をした日以前の国立大学法人等役員（準用通則法第五十条の四第一項に規定する国立大学法人等役員をいう。第十号において同じ。）としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日（当該日がなかった場合には、その旨

第二十五条の九第一項に次の一号を加える。
十 離職後の就職の援助（最初に国立大学法人等役員となった後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）
第二十五条の九第二項中「第四号から第八号まで」を「第五号から第九号まで」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令による改正後の国立大学法人法施行規則（以下この条において「新令」という。）第二十五条の九第一項（第三号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（以下この条において「準用通則法」という。）第五十条の七第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出については、なお従前の例による。

2 施行日前における国立大学法人等役員（準用通則法第五十条の四第一項に規定する国立大学法人等役員をいう。以下この項及び次項において同じ。）としての在職中に、再就職先に対し、当該再就職先の地位に就くことを要求した国立大学法人等役員に対する新令第二十五条の九第一項の規定の適用については、同項第三号中「要求した日」とあるのは、「要求した日（国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十四号）の施行の日以後の日に限る。）」とする。

3 施行日前に離職後の就職の援助（最初に国立大学法人等役員となった後に行われたものに限る。）を受けた国立大学法人等役員に対する新令第二十五条の九第一項の適用については、同項第十号中「後に」とあるのは、「後であつて、かつ、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十四号）の施行の日以後に」とする。

○農林水産省令第一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十一条及び第二十五条第一項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年十二月二十八日

農林水産大臣 齋藤 健
環境大臣 中川 雅治

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
項	種名	項	種名
第一	動物界 (略)	第一	動物界 (略)
二	鳥綱 (略)	二	鳥綱 (略)
	ロ すずめ目		ロ すずめ目
	(1) ちめどり科	(1)	ちめどり科
1	ちめどり科に属する種のうち <i>Garrulax canorus</i> (ガビチヨウ)、 <i>Garrulax cinereus</i> (ヒナガビチヨウ)、 <i>Garrulax perspicillatus</i> (カオゾロガビチヨウ)、 <i>Garrulax sannio</i> (カオジロガビチヨウ) 及び <i>Leiothrix lutea</i> (ウシチヨウ) 以外のもの (略)	1	ちめどり科に属する種のうち <i>Garrulax canorus</i> (ガビチヨウ)、 <i>Garrulax perspicillatus</i> (カオゾロガビチヨウ)、 <i>Garrulax sannio</i> (カオジロガビチヨウ) 及び <i>Leiothrix lutea</i> (ウシチヨウ) 以外のもの (略)